

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を次のとおり公表します。

令和元年 9 月 6 日

魚沼市監査委員 星野 武男

魚沼市監査委員 森山 英敏

第 1 請求の受理

1 請求の提出日

令和元年 6 月 24 日

2 請求の受理

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、これを令和元年 7 月 19 日に受理決定した。

なお、請求日が請求書記載のロータリー除雪車の譲渡日から 1 年 7 ヶ月経過しており、法第 242 条第 2 項本文で定める請求期間を経過していたため請求人に対して理由の補正を求め、同年 7 月 5 日に理由の補正書面を受領した。

第 2 請求の趣旨及び請求の理由

請求の趣旨及び請求の理由は以下のとおりである。以下には請求人作成の魚沼市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）から原文のまま引用する。

1 請求の趣旨

魚沼市長佐藤雅一に対し、市長が細野区に対し平成 29 年度に無償譲渡したロータリー除雪車が、無償譲渡の要件を満たしていない（平成 29 年魚財第 284 号）[〃]に対し、公益性が認められない（財産の交換、譲渡、無償貸し付けに関する条例第 6 条第 1 号に反する）にもかかわらず、譲渡を決定した。また、細野区は市が譲渡条

件とした要望書とは違う取り扱いとなっているため、以下の措置を求める。

- ① 市長は、ロータリー除雪車の譲渡契約を無効とし、細野区に返却を求めること。
- ② 譲渡後、今日までのロータリー除雪車の使用時間(アワーメーター)により、機材損料を計算し、市長に対して損害額を市に返すよう求めること。

2 請求の理由

平成 29 年度に、魚沼市はロータリー除雪車 1 台を細野区に無償譲渡している。

そもそも、市長は公益的必要性を理由に、無償譲渡を決定したが、民間工場やそこに勤務する人だけのための除雪であり、細野区だけ特別扱いとして市道除雪の補完が必要とは認められない。また、細野区においても、譲渡を受けたロータリー除雪車の取り扱い運用状況は、市が無償譲渡の条件とした要望書の内容とはことなり、まったく私的に運用されていることが判明した。その内容は以下のとおりである。

- ① ロータリー除雪車の譲渡を受けた細野区は、最低 3 年間その使用を継続することになっていたが、当初から細野区の財産になっていないこと。
- ② ロータリー除雪車にかかる整備費、燃料費、運転手労務費など経費一切は、細野区から支出されていないこと。また、かかった費用は細野区工業団地の構成企業が案分して支出していること。
- ③ 細野区工業団地内の民間企業の駐車場除雪を実施していること。

また、市長が細野区に無償譲渡したロータリー除雪車は、不要^{マダ}の決定はなされているが、当時、簿価額が 108 万円であり、中古車としての実勢価格は 5 ～ 6 百万円の価値があったものである。議会に報告もなしに市長の一存で決定したことは、大きな問題としてとらえている。市有財産の取り扱いは、慎重にも慎重が求められている。監査委員として再度調査の上、早急な措置を求めます。

※注 本件請求書には記載がないが、請求人がいう上記の「市は無償譲渡の条件とした要望書の内容」(以下「要望内容」という。)は細野区長作成の平成 29 年 10 月 19 日付け「除雪機械無償譲渡要望書」に記載されている次の 5 項目を指す。

- 1 ロータリー除雪車 (2. 6 m 級)
- 2 無償譲渡後、最低 3 年間は使用を継続することをお約束します。
- 3 無償譲渡後の除雪機械使用については、細野集落内の除雪に限るものとし、使用に際しては細野区が一切の責任を持ちます。

- 4 名義変更等の費用の一切は、細野区が負担します。
- 5 その他、必要に応じ市との協議に応じるものとします。

第3 監査の実施

1 監査対象部局

魚沼市総務政策部財務課
魚沼市産業経済部建設課

2 監査の方法

関係書類等の監査を行い、魚沼市総務政策部副部長及び財務課の職員並びに魚沼市産業経済部長及び建設課の職員から事情を聴取した。

3 監査対象事項の決定

平成29年8月23日に不用の決定がされたロータリー除雪車が、同年11月14日に細野区に無償譲渡されたこと（以下「本件譲渡」という。）について、次の事項を監査対象とした。

- (1) 本件譲渡は、違法又は不当な財産の処分に当たるか。
 - ア 本件譲渡のロータリー除雪車の不用の決定は適切か。
 - イ 財産の交換、譲渡、無償貸し付けに関する条例（以下「条例」という。）第6条第1号に該当するか。
- (2) 本件譲渡後のロータリー除雪車の管理は、財産の管理を怠る事実にあたるか。
 - ア 本件譲渡後のロータリー除雪車の管理は、財務会計上の行為としての財産の管理にあたるか。

4 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第6項の規定に基づき、令和元年7月19日に請求人に対し電話で陳述及び証拠の提出の機会を設ける旨説明した。請求人からは「特に改めての陳述及び新たな証拠はない。」との回答であった。

5 監査対象部局の見解

- (1) 本件譲渡のロータリー除雪車の不用決定について
市が所有する除雪機械については、「経過年数」、「稼働時間」、「維持修繕

費（累積）」の3点から指数（基準限界）を算出し、この指数が高いものから順に毎年おおむね4台程度不用の決定をしている。

本件ロータリー除雪車は当該年度（平成29年度）において最も指数が高い車両であったため不用の決定をした。

(2) 条例第6条第1項の「公益上の必要」について

「条例第6条第1項の「公益上の必要」については、細野区長から提出された除雪機械無償譲渡要望書により、ロータリー除雪車の使用目的が、市道の指定除雪路線の除雪業務を補完するものであり、細野自治会内の除雪に限定使用し、自治会の活性化に繋げるものであることから、公益上の必要があると判断した。

(3) 監査対象部局において、平成31年4月5日に細野区長に対して行った聞き取り調査の結果、次の事項が確認された。

① 本件譲渡のロータリー除雪車については、細野区の財産とすることについての細野区の総会等の手続はとられていない。

② 本件譲渡のロータリー除雪車に関する整備費、燃料費、保険料など経費一切は、細野区から支出されているが、かかった費用は細野区工業団地の構成企業が案分して負担していた。なお、本譲渡ロータリー除雪車の保管場所は細野区工業団地内であり、運転は専ら細野区自治会長が行っているとのことである。

③ 本件譲渡のロータリー除雪車については、細野区内の市道細野20号線及び市道細野35号線の補完的除雪、集落センター回りの除排雪、十二神社二年参りの客用除雪、春季の堰普請のための小出守門線の除雪、大雪時の要援護世帯の取付道路までの除雪のほか、細野区工業団地内の民間企業の駐車場の除雪についても実施している。

(4) 本件譲渡について議会へ報告しなかったのは、条例第6条第1項の規定に則り無償譲渡するものであり、不用物品の有効活用を図るためのものであったと判断したことから、議会への報告は不要と考えた。

6 客観的事実関係

(1) 時系列

平成29年8月23日 本件譲渡のロータリー除雪車の不用を決定

平成29年10月19日 細野区長からの同日付け除雪機械無償譲渡要望書
受領

平成 29 年 11 月 7 日 無償譲渡（伺い）

平成 29 年 11 月 14 日 本件譲渡

平成 31 年 4 月 5 日 細野区長から事情聴取（市財務課管財係）

(2) 市道の除雪状況

国道 252 号線から細野工業団地に至る道路は、市道細野 20 号線及び市道細野 35 号線であり、除雪路線に指定されている。

市の委託を受けた業者が除雪する時間は、午前 3 時 40 分頃と午後 12 時 55 分頃の 2 回であり、通通勤時間帯までには相当時間があることから、降雪状況によっては道路上の積雪のため通通勤に支障をきたす場合があると思われる。

第 4 監査委員の判断

1 本件譲渡は、違法又は不当な財産の処分に当たるか。

- (1) 本件ロータリー除雪車は魚沼市の所有する財産（物品）であったものであり、これを無償譲渡する行為が財務会計上の行為に当たることは明らかである。

そこで、本件譲渡に先行する本件ロータリー除雪車の不用決定（地方自治法施行令第 170 条の 4）の違法又は不当性の有無、次いで本件譲渡の違法又は不当性の有無について以下に検討する。

- (2) まず、本件ロータリー除雪車の不用決定について検討する。

ア 建設課においては、同課が所管するすべての除雪機械について、「経過年数」、「稼働時間」及び「維持修繕費（累積）」の 3 点から指数（基準限界）を算出した一覧用を毎年作成し、その指数の高いものから毎年 4 台程度を不用決定し処分している。

本件ロータリー除雪車が不用決定された平成 29 年度において、不用決定された除雪車は全部で 4 台あり、それぞれの経過年数、稼働時間、維持修繕費（累積）及び基準限界（指数）は後記表のとおりである。

本件ロータリー除雪車については、経過年数が 14.9 年であり、標準耐用年数 15 年に対する指数 0.99 と標準耐用年数とほぼ同じであるが、稼働時間は 6535 時間であり標準運転時間に対する指数は 2.29 と標準をはるかに超え、走行距離も 2 万 3495km であった。さらに累積維持修繕費は、1825 万 8625 円であって、基礎価格に対する維持修繕費率により算出され

る維持修繕費に対する指数は 1.57 (標準÷修繕費×100) であり、平成 28 年度は年間約 177 万円の修繕費を要した。

建設課作成一覧表から平成29年度不用決定車両分の必要項目を抜粋

車種	形式	登録番号	経過年数(年)		稼働時間(h)		維持修繕費(千円)		基準限界
			標準	年数	標準	時間	標準	修繕費	
ロータリー除雪車	NR656	長岡900る320	15.0	14.9	2,850	6,535	11,622	18,259	1.619
小型除雪車	HTR82	長岡900る297	15.0	14.9	2,850	4,238	4,872	6,774	1.291
雪上車	SM20D	長岡99さ35		38.9		3,870		22,522	
除雪ドーザ	CAT938G	長岡900る319	12.5	14.9	6,250	6,954	8,791	13,581	1.283

イ このように、本件ロータリー除雪車はすでに運転時間及び走行距離は標準をはるかに超え、また、維持修繕費が高いものとなっていて、その基準限界(指数)は 1.619 と他の不用決定がなされた除雪機械と比べて最も高い。

ところで請求人は、本件ロータリー除雪車の「当時の簿価額が 108 万円であり、中古車としての実勢価格は 5～6 百万円の価値があった」と主張する。しかし、本件ロータリー除雪車のような車輛については一般の車輛とは異なり中古車市場価格が形成されているわけではなく、本件ロータリー除雪車の取引価格そのものを把握することが困難である上、取引実勢価格が 5～6 百万円とする客観的根拠もない。ましてや本件ロータリー除雪車の修繕費が当時で年間 200 万円近くになることに照らせば、請求人が主張するような取引価格となることは考えにくいばかりか、簿価の 108 万円での取引価格が成立するかも定かではない。

このようなことから、費用対効果を考慮するならば、本件ロータリー除雪車について不用決定したことはやむをえないといわざるをえない。したがって、本件ロータリー除雪機械の不用決定が違法又は不当とはいえない。

(3) 次に本件譲渡行為について検討する。

ア 魚沼市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(平成 16 年 11 月 1 日条例第 51 号)第 6 条第 1 号によれば、魚沼市の所有財産である物品は、「公益上の必要に基づき、国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき」はこれを「譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。」とされている。

これに対し、本件譲渡においては、細野区長からの要望書に記載された前掲「要望内容」に基づき、魚沼市においては次の理由から前記条例第 6 条第 1 号に該当すると判断した。すなわち、①市の除雪業務を補完すべく、細野区工業団地を中心とした細野区内の除雪に限定使用するものであり、

公益性が認められること、②細野区が公共的団体であることを理由とする。
イ そこで検討すると、前記①の判断は、細野区の前記要望書記載の前掲「要望内容」の3項の「無償譲渡後の除雪機械使用については、細野集落内の除雪に限るものとし、使用に際しては、細野区が一切の責任を持ちます。」の申入れに基づくものである。

請求人の請求の理由によれば、請求人は「民間工場やそこに勤務する人だけのための除雪であり、細野区だけを特別扱いとして市道除雪の補完が必要とは認められない。」と主張する。

監査対象部局が行ったヒアリングの結果によれば、前記第3・5・(3)・③(4頁)のとおり、細野区として細野区内の市道細野20号線及び市道細野35号線の補完的除雪を行っているが、同市道において市が業者に委託して行う除雪時間は、午前3時40分頃と午後12時55分頃の2回であるとのことであり、通通勤時間帯のそれぞれ約4時間前に行われている。そうとすると、降雪の多い時期においては約4時間経過するとそれまでの間の積雪のため市道の通行が困難となることが十分予想される。一方、市道については道路法第16条第1項により、市が市道の管理者とされる。そして道路管理者は、市道の危険防護施設を備え、防災点検を実施し、市道通行者に危険が及ばないように通常有すべき安全性を常に確保する義務がある(道路の通常有すべき安全性を欠いた場合には、国家賠償法第2条第1項の責任を問われることになる。)。しかしながら、市の予算上、市が市道の除雪を随時行うことは困難であり、また、物理的に臨機に対応することが難しい降雪状況時において、市が行う市道の除雪を補完する形で本件ロータリー除雪車を使用して除雪を行うことはその補完的意義と必要性が認められる。また、「公益上の必要」に関して、「公益」とは「広く益すること。社会一般に利益を与えること。」(広辞苑第7版)とされているが、前述のとおり、市道は市が道路管理者であって、市道として社会一般に利用がされるものであることに照らせば、それが細野区内の市道であるからといって、公益性が否定されるものとはいえない。

そうとするならば、市において、条例第6条第1項の「公益上の必要性」を判断するに当たり、前記要望内容に基づき公益上の必要があると判断したことは条例違反とはいえないし、また、不当な判断ともいえない。

ウ 次に、前記②の細野区が「公共的団体」であることについては、確かに細野区は地方自治法第1条の3に定める地方公共団体ではないが、純粋な

「私人」ともいえない。その意味で公共的団体としたものと思われる。しかし、この点は、条例上は、国及び地方公共団体と共に「私人」にも物品を譲渡する場合も認めているのであるから、②の理由については特に問題となることはない。

- (4) 以上検討したとおり、本件譲渡について、これが違法又は不当な財産の処分に当たるとはいえない。

2 本件譲渡後のロータリー除雪車の管理は、財産の管理を怠る事実にあたるか。

- (1) 請求人は、細野区において前記要望内容と異なる運用がなされているとし、
①本件ロータリー除雪車が細野区の財産となっていない、②本件ロータリー除雪車の経費が細野区から支出されておらず細野区工業団地の構成企業が按分支出している、③細野区工業団地内の民間企業の駐車場除雪を行っている点を指摘し、その上で、前記第2・1の請求の趣旨記載の措置（1頁）を求める。
- (2) そこで検討するに、請求人が主張するところは、細野区に無償譲渡した後の本件ロータリー除雪車が前記要望内容どおりに実施されているかどうかを監視することを前提とするものである。

ところで、住民監査請求の対象となる行為の一つとして「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」があるが、この怠る事実も財務会計上の怠る事実でなければならないとされている。また、財務会計上の行為としての管理は、市が財産の所有者として、その所有する財産の維持又は保全等を直接の目的として行う行為というべきであって、すでに市の所有する財産ではない物品について市が管理することにはならない。したがって、本件譲渡後の本件ロータリー除雪車の管理については市の財務会計上管理すべきものには当たらない。

第5 監査の結果（結論）

監査委員合議の結果、前記「第4 監査委員の判断」の項で示したとおり請求人の請求は理由がないと認め、請求人の請求を棄却する。